

## 第10回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年10月3日(火)  
開会 15時10分  
閉会 16時06分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	欠
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 5番 中島 一男

13番 田中 平市

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第41号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第42号	農地法第5条の申請について
議案第43号	農地法第3条の申請について
議案第44号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第45号	共有者不明農用地等に係る公示について

8. 報告事項

報告第23号	農地等の形質変更届出について
報告第24号	農地等の形質変更工事計画変更届出について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。  (挨拶)  それでは、ただいまより第10回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者は12番 前田 勉委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は5番 中島 一男委員、13番 田中 平市委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。  議案第41号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請  について 1件  議案第42号 農地法第5条の申請について 8件  議案第43号 農地法第3条の申請について 3件  議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について  利用権設定 通年 4件  議案第45号 共有者不明農用地等に係る公示について 1件</p> <p>また、報告事項は、2つです。  報告第23号 農地等の形質変更届出について 1件  報告第24号 農地等の形質変更工事計画変更届出  について 1件</p> <p>となっております。  それでは、議事に入ります。  議案第41号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局から  説明をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第41号 3番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。  図面は1ページから10ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。  当初、申請人が〇〇〇〇に作業小屋及び農機具の展示場として農地法第4条許  可を受けていました。</p>

事務局	<p>その後、当初の事業に着手しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により効果を得られず、事業計画を見直した結果、ヤシ類の苗木の需要が高いことから事業品目を変更する事業計画変更承認申請です。なお、事業計画変更承認前に管理棟の基礎工事を事前着手していたとして、始末書が添付されています。</p> <p>議案第41号 1番については以上です。</p>
議長	<p>それでは3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局からも説明があったとおり、代理人から、計画変更の内容は、ヤシの木を植えて販売するという事で説明がありました。推進委員の〇〇さんと一緒に現地に行きまして、どういう風にするのかということで説明を受けた訳ですが、排水関係と、管理棟ができるということでしたので、合併浄化槽の水をどういう風にするのかということで説明がありました。場所は〇〇〇〇の西側の用地でありまして広い道があって側溝もちゃんとした側溝が備わってありました。隣接者さんは〇〇〇〇をされておりましたので、地域の人達がまた後々変更届があった場合のために、区長さんと生産組合長さん、隣接者の方、地域の人達で話し合いをして、覚書を作っておられました。そういうことで区長さん、生産組合長さんの印もあり、生活用水、合併浄化槽の水もちゃんと流されるということでしたので、私も印鑑を押しました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第42号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第42号 42番についてご説明します。</p> <p>議案は2ページになります。</p> <p>図面は11ページから13ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が駐車場をするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、43番になります。</p>

事務局	<p>図面は14ページから18ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が資材置場及び駐車場をするための申請です。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、44番になります。  図面は19ページから22ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が貸資材置場及び駐車場をするための申請です。  なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に資材置場及び駐車場をしていたとして始末書が添付されています。  農地区分は第3種農地。  許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、45番になります。  図面は23ページから27ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が児童福祉施設をするための申請です。  農地区分は第3種農地。  許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は4ページ、46番になります。  図面は28ページから30ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が庭にするための申請です。  農地区分は第3種農地。  許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は4ページ、47番になります。  図面は31ページから33ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人がドッグラン敷地とするための申請です。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>続きまして、議案は5ページ、48番になります。      図面は34ページから40ページです。      申請地は〇〇〇〇地区です。      譲受人が職員寮をするための申請です。      農地区分は第2種農地。      許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は5ページ、49番になります。      図面は41ページから45ページです。      申請地は〇〇〇〇地区です。      譲受人が建売分譲住宅をするための申請です。      農地区分は第2種農地。      許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第42号 については以上8件です。</p>
議長	<p>それでは42番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者の代理人より現在の駐車場が手狭になったので、隣接する畑を患者、医療従事者の駐車場にしたいという相談がっております。現地を確認したところ用水路は維持されており、周辺は農地はなく問題ないと思います。区長の印もあり、私も問題ないと思い承諾印を押しています。なお、当地区には生産組合長が4～5年不在ということで承諾印はもらっていないということになっております。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>42番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、43番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>代理人の立会いで現場の方に行ってまいりました。そこに資材置場と駐車場を作りたいということでした。まわりは三面水路に囲まれておりまして、排水には問題ないと思います。また、道路の方は市道が通っておりまして、市の方から路肩、法面は十分に取ってくださいという要望がございまして、その通りにしたいとのことでした。区長さん、生産組合長さんの同意の印鑑もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>43番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

○番委員	○○さんは、ここ数年間で農地を買われているようですが、耕作されていないようです。数年後に宅地分譲して売る計画ではないでしょうか。
担当委員	今度この地区では農地を基盤整備して集約の方向になっています。○○さんがその中で自然薯を作りたいということで計画をされていて、今回はそのための資材置場と聞いています。
○番委員	最後は宅地分譲になるのでは。そうなれば困るのは地元では。
議長	その辺は地元とよくご相談しながらお願いしたいと思います。
議長	他に43番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、44番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは中に里道が入っていますが、資材置場と駐車場ということです。区長さん、生産組合長さんの同意もありました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	44番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、45番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは、耕作をしていない荒れた土地です。障がい者支援施設を建てる計画ということです。上下水道は既存の管へ流して、雨水は側溝を造って川へ流すということでした。特に問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾印もありました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	45番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、46番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現況は、庭のようにしていて農地には見えない土地です。地目が農地になっているので、農地から外さないといけないということで申請に来られました。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。特に問題ないと思いますので私も承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	46番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>

議長	特に無いようですので、続きまして、47番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	代理人の方が見えて、現場の方に立ち会いました。ドックランということで一番心配していたのは犬の糞、尿をどういう風に処分されるのかということでしたが、オムツを利用者が持ち帰るということで、まわりも田んぼで別に問題はなく、区長さん、生産組合長さんの印鑑もありまして私も印鑑を押しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	47番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、48番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは職員寮とって従業員さんのアパートを確保したいということで話をされました。区長さん、生産組合長さんの承諾印もあり、特に問題はないと思いましたので、私も承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	48番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、49番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請地の田んぼの両側には既に家が建っておりまして、その田んぼに建売住宅を建てるということでした。その前には下水管も通っておりまして、その横には川もあるので雨水も大丈夫だと思います。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありました。別に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	49番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、農地法第5条の申請8件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第43号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第43号 3件について御説明いたします。  議案は6ページになります。



事務局	<p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>40番、41番については農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>39番については、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしておりますので、農地法第3条第2項の1号を除く各号には該当しておりませんが、1号については申請地の一部にコンクリートブロックで基礎がつくられており、農地転用の許可を受けずに着工されたものとして違反転用に該当するため、全部効率利用要件を満たしていません。申請時に撤去するよう促しており、許可指令書の受け渡しは現地の撤去を確認できた後に行うものとしします。</p> <p>なお、現地のコンクリートブロックを撤去をする旨の確約書が提出されております。</p> <p>議案第43号 については以上3件です。</p>
議長	議案第43号 について議案の6ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	39番について、○○さんという人は。耕作人になるのか。住まいが○○○○になっているが。
事務局	住まいではなく、会社の事務所の所在が○○○○です。
○番委員	耕作者は誰になりますか。
事務局	○○さんと○○さんということです。会社の役員が○○さんです。
議長	<p>議案第43号 について議案の6ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第43号 農地法第3条の申請について40番、41番は許可とし、39番については現地の撤去を確認できた後許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第44号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の7ページに明細書を、8ページから9ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が3名、貸付人が4名で、面積は田が7, 172㎡、畑が1,025㎡</p>

事務局	<p>です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで す。</p> <p>議案第44号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設 定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第44号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強 化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第45号 共有者不明農用地等に係る公示について、事務局 から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第45号 共有者不明農用地等に係る公示について御説明します。 議案は10ページから13ページです。</p> <p>本制度について審議するのは今回が初めてになりますので、始めに制度の説明 をいたします。</p> <p>まず、共有者不明農用地等とは所有者が死亡等により確知できず、その土地の 共有者についても確知できない土地になります。本来、その土地の共有者の2 分の1以上の共有持ち分を有する者を確知することができないと利用権設定 を行うことはできません。しかし、本制度を利用することで、2分の1以上の 確知ができない場合であっても、他の共有持ち分を有するものについて農業委 員会が探索し、市役所やホームページにおいて公示を行うことにより、農地中 間管理機構への貸付が可能となるものです。</p> <p>今回、申請地について農地中間管理事業による農用地等の貸し付け希望の申し 出がありました。所有者が死亡していたため、共有者の探索を行いました。 探索の結果、2分の1以上の共有持ち分を有する共有者を確知することができ なかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の3の規定によ り、共有者不明農用地等に係る公示を行うものです。</p>
議長	<p>議案第45号 共有者不明農用地等に係る公示について、御意見、御質問はご ざいせんか。</p>
○番委員	<p>公示の期間はどのくらいですか。</p>
事務局	<p>公示があった日から起算して2か月になっています。</p>
○番委員	<p>相続人がいないということですか。</p>
事務局	<p>相続人の2分の1以上の確認ができないということでの今回の公示になりま す。</p>

○番委員	賃借料はどこに支払うのですか。
事務局	農地中間管理機構を通して〇〇さんに支払われる形になります。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。  <p style="text-align: center;">&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第45号 共有者不明農用地等に係る公示) については承認されました。</p> <p>議案についての審議は以上になります。  続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第23号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	報告第23号 について御説明します。  <p>議案の14ページ 7番になります。  図面は46ページから54ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。  嵩上げをして、柿、柑橘類、自然薯、アブラナ科などを作付けする畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第23号 については以上です。</p>
議長	7番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	地主さんが定年後に畑をするということで来られました。農業をするということです。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。以上です。
議長	報告第23号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。  <p style="text-align: center;">&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第24号 農地等の形質変更工事計画変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	報告第24号 について御説明します。  <p>議案の15ページ 3番になります。  図面は55ページから59ページになります。</p>

事務局	<p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>令和4年9月委員会で報告した農地等の形質変更届出について工事計画の変更届の提出がありました。変更内容としましては、工事期間の変更になります。報告第24号 については以上です。</p>
議長	<p>3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここに〇〇〇〇を作るために盛り土置場として、利用しています。1年ということでしたが、まだ工事に至っていませんので、また1年更新ということですので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>報告第11号 農地等の形質変更工事計画変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第10回農業委員会会議を閉会します。</p>